

東久留米市行政境界確認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 東久留米市（以下「市」という。）と隣接市との境界（以下「行政境界」という。）の確認は、法令に別段の定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(申請)

第2条 行政境界の確認を申請しようとする者（その代理人を含む。以下「申請者」という。）は、行政境界確認申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(現地立会い)

第3条 市長は、行政境界確認申請書を収受したときは、当該申請に係る土地（以下「申請地」という。）に職員を派遣し、別表第1に掲げる書類等により行政境界を確認するものとする。

2 前項の確認は、申請地に隣接する市の職員、申請地及びこれに隣接する土地の所有者その他当該行政境界について利害関係を有する全ての者（以下「利害関係人」という。）並びに測量士、土地家屋調査士等の立会い（以下「現地立会い」という。）の下に行うものとする。

3 現地立会いの日程に関する連絡調整等は、申請者が行うものとする。

4 現地立会いにあたっては、第2項に掲げる者について運転免許証等により本人確認を行うものとする。

5 現地立会いにより行政境界を確認したときは、各市の職員は立会書（様式第2号）に、利害関係人は承諾書（様式第3号）にそれぞれ署名押印するものとする。

6 現地立会いに欠席する利害関係人は、当該行政境界の現地立会い及び確認に係る一切の件に関する委任状及び印鑑証明書等を提出するものとする。

(協定書)

第4条 申請者は、現地立会いを終了した後に、別表第2に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、申請地に隣接する市と行政境界確認協定書を締結するものとする。

(費用負担)

第5条 行政境界の確認に要する費用については、利害関係人の負担とする。

(証明書)

第6条 行政境界の確認に係る証明を求める者は、行政境界確認証明願（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、行政境界確認証明願を収受したときは、速やかに行政境界確認証明書（様式第5号）を交付するものとする。

3 前項の証明書の交付を受ける者は、証明書に係る行政境界確認協定書の件数及び交付

部数ごとに東久留米市事務手数料条例（昭和33年条例第61号）第2条第28号に規定する事務手数料を支払わなければならない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、行政境界の確認に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成30年12月20日から施行する。ただし、第6条第3項の規定は、平成31年1月1日以降に提出される証明願に係る証明書の交付について適用する。

付 則

この要領は、令和6年1月29日から施行する。